

非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書

非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書				事業年度	法人名
非適格合併等の日		・		被合併法人等の名称	
非適格合併等の別		非適格合併・非適格分割・非適格現物出資・事業の譲受け			
資産調整勘定の金額の明細	資産調整勘定の金額の当初計上額 (25)又は(33)	1	円	退職給与負債調整勘定の金額の当初計上額	9円
	期首資産調整勘定の金額	2		退職給与引受従業者の数	10人
				期首退職給与負債調整勘定の金額	11円
	当期損金算入額 $((1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60})$ 又は(2)	3		当期益金算入額 $((\frac{9}{10}) \times \text{減額対象従業員数})$ 又は個別計算による金額	12
	翌期首資産調整勘定の金額 ((1)又は(2))－(3)	4		適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額 $((\frac{9}{10}) \times \text{引継者数})$ 又は個別計算による金額	13
				翌期首退職給与負債調整勘定の金額 ((9)又は(11))－(12)－(13)	14
差額負債調整勘定の金額の明細	差額負債調整勘定の金額の当初計上額 (26)又は(34)	5		短期重要負債調整勘定の金額の当初計上額	15
	期首差額負債調整勘定の金額	6		期首短期重要負債調整勘定の金額	16
				当期益金算入額 (短期重要負債調整勘定の金額のうち当期に生じた損失に相当する金額)又は(16)	17
	当期益金算入額 $((5) \times \frac{\text{当期の月数}}{60})$ 又は(6)	7		適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした短期重要負債調整勘定の金額	18
				非適格合併等の日から3年が経過したことにより益金算入される金額 (16)－(17)－(18)	19
	翌期首差額負債調整勘定の金額 ((5)又は(6))－(7)	8		翌期首短期重要負債調整勘定の金額 ((15)又は(16))－(17)－(18)－(19)	20
資産調整勘定の金額又は差額負債調整勘定の金額の当初計上額の計算					
令第123条の10第16項に規定する非適格合併等以外の非適格合併等である場合			令第123条の10第16項に規定する非適格合併等で同項第1号に該当する場合		
非適格合併等対価額	21	円	移転を受けた資産の取得価額	27	円
			独立取引営業権以外の営業権で移転を受けた事業に係るものの資産評定による価額	28	
時価純資産価額	22		移転を受けた負債の額	29	
非適格合併等対価額が時価純資産価額を超えるときのその超える部分の金額 (21)－(22)	23		退職給与負債調整勘定の金額の当初計上額 (9)	30	
			短期重要負債調整勘定の金額の当初計上額 (15)	31	
資産等超過差額	24		その他未確定債務の額	32	
資産調整勘定の金額の当初計上額 (23)－(24)	25		資産調整勘定の金額の当初計上額 (28)－(32) $((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32))$ の場合は0	33	
差額負債調整勘定の金額の当初計上額 (22)－(21)	26		差額負債調整勘定の金額の当初計上額 (32)－(28) $((27) + (28)) < ((29) + (30) + (31) + (32))$ の場合は0	34	

別表十六(一)

令七・四・一以後終了事業年度分